情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）及び令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金（令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第四十二号）第一条第二項に規定する令和五年三月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

二　令和七年度兵庫県芦屋市ひとり親世帯への生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度芦屋市一般会計補正予算における、兵庫県芦屋市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁・総務省告示第二十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和七年八月二十九日

内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事務	情報
一　令和七年度新潟県上越市子育て世帯に対する生活支援給付金（非課税等世帯分）、原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度上越市一般会計補正予算における、新潟県上越市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（地方税関係情報（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。）、児童扶養手当関係情報（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。）、特別児童扶養手当の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び旧特例給付（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法（以下附則第二条、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項の規定により読み替えて適用する同法第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。）の支給に関する情報をいう。）、公的給付の支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項の規定により読み替えて適用する同法第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。）及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第四十二号）第一条第二項に規定する令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務	令和七年度新潟県上越市子育て世帯に対する生活支援給付金（非課税等世帯分）、原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度上越市一般会計補正予算における、新潟県上越市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（地方税関係情報（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる市町村民税を含む。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二　令和七年度兵庫県芦屋市ひとり親世帯への生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度芦屋市一般会計補正予算における、兵庫県芦屋市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務	令和七年度兵庫県芦屋市ひとり親世帯への生活支援給付金の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

総務大臣　村上誠一郎

総務省告示第三百一号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、日本維新の会から訂正の届出があったので、令和七年総務省告示第百七号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年八月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
［一～五　略］	［一～五　同上］
六　日本維新の会	六　日本維新の会
［㈠～㈧　略］	［㈠～㈧　同上］
㈨　支部の数　二四六	㈨　支部の数　二四八
［㈩～㈢　略］	［㈩～㈢　同上］
［七～九　略］	［七～九　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。